

令和 8 年度 滋賀地方最低賃金審議会
第 1 回滋賀県精密・電気機械器具製造業 最低賃金専門部会
議事録

開催日時	令和 8 年 9 月 24 日（木） 午前 9 時 24 分～11 時 30 分
開催場所	滋賀労働局 6 階 共用会議室
出席状況	公益代表委員 2 人 （定数 3 人） 労働者代表委員 3 人 （定数 3 人） 使用者代表委員 3 人 （定数 3 人） 事務局 4 人
出席者	公益代表委員 堀田直美 松田有加 労働者代表委員 大江彰宏 奥川晃宏 平塚雄二 使用者代表委員 池田 健 小谷俊彦 小西哲也 事務局 青木労働基準部長 大橋賃金室長 岩永賃金室長補佐 遠藤労働基準監督官
主要議題	・滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定 について（金額審議） ・その他
議事録	別紙のとおり

○松田部会長

ただ今から、第1回滋賀県精密・電気機械器具製造業 最低賃金専門部会を開催します。はじめに、事務局から連絡事項をお願いします。

○大橋室長

事務局から2点、ご報告を申し上げます。

1点目は本専門部会の公開についてですが、運営規程により、公労使の三者協議の場のみ公開とし、議事録をホームページに公開することをお知らせします。

なお、本日は傍聴を希望される方はいませんでしたので、ご報告いたします。

次に2点目としまして、本日の委員の出席状況ですが、公益代表委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の計8名のご出席をいただいております。

したがって、最低賃金審議会令の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいておりますので、本専門部会が有効に成立をしていることを報告いたします。以上です。

○松田部会長

では、議題（1）「滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について」に入ります。

この専門部会は、今日を含めて3回、開催が予定されています。

特定（産業別）最低賃金は「労使のイニシアティブにより設定されるもの」との原則に基づき、今年度の審議においても、合意形成に向けて、委員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

これから具体的な金額審議に入るわけですが、今後の金額審議を円滑に進める上で、あらかじめ基本的な考え方やご意見などをお伺いし、忌憚のない意見を表明していただくことは、必要なことと考えられますので、労使双方からご意見をお伺いしたいと思います。

それでは、まずは、労働者側からでよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

では、よろしくお願いします。

○大江委員

精密電気の特定最賃に臨む考え方を述べさせていただきます。

はじめに、特定最低賃金は、同じ産業で働く基幹的労働者の入口賃金としての機能を持ち、労使交渉の手段を持たない未組織労働者に対して「労使交渉の補完・代替機

能」を担う、わが国唯一の法に基づく企業の枠を超えた労働条件決定システムであると認識しております。

その水準を企業内最低賃金協定の水準に引き上げることにより、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消につながり、同一価値労働同一賃金の観点からも重要な役割を果たしています。

また、賃金の不当な切り下げ・製品の買い叩きを防止するなど、「事業の公正競争の確保」を通じて、サプライチェーン全体の健全かつ持続的な成長に寄与するものであるということを、改めて冒頭に申し上げておきたいと思います。

また、この精密・電気部会の当該産業は、我が国における主要産業であり、高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、社会のデジタル化・脱炭素化実現への貢献や、少子高齢化が加速し人材不足が深刻化する中、DXやAIなどの新しい技術を活用したサービスの効率的な提供が求められるなど、産業としてのさらなる貢献も期待されています。産業の魅力を高め、優秀な人材の確保・定着を図る観点からも、法定電機最低賃金を産業にふさわしい水準に引き上げていくことが重要であると思っております。

このように経済成長・社会への貢献と新たな雇用の創出に寄与することが期待される精密・電気産業の継続的な発展を支える優秀な人材の確保の面からも、法定電機最低賃金の金額改正の取り組みが重要であることも改めて確認しておきたいと思っております。

冒頭述べたように、特定（産業別）最低賃金は、都道府県内のすべての労働者に適用されるセーフティーネットである地域別最低賃金とは異なり、年齢や業務を特定した、当該産業の「基幹的労働者」の最低賃金であります。したがって、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠であると思っております。

また、正規雇用労働者と非正規雇用で働く労働者、更には男女間の不合理な待遇差の解消に向け、その役割がますます重要になっています。同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者と非正規雇用で働く労働者、また男女間の不合理な待遇差の解消をめざし、パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法が改正・施行されているところです。同一価値労働同一賃金の観点から賃金格差是正を図るため、特定最低賃金の水準を企業内最低賃金協定の水準に引き上げることにより、産業全体の賃金の底上げを図ることができると思っております。

精密・電気産業は滋賀県内における主要産業であり、雇用者数のみならず生産額、出荷額などにおいても他産業と比較してウエイトが高く、滋賀県経済における重要な役割を担っています。

電機産業は大手企業から中小・零細企業まで裾野の広い産業構造になっており、事業の公正競争確保をはかる観点からも、法定電機最低賃金の設定と適正水準への改善が不可欠であると思っております。

使用者側は、支払い能力という言葉をよく使用されますが、精密・電機産業は大手企業から中小・零細企業まで裾野の広い産業構造になっています。そのため、事業の公正競争確保を図るうえで、法定電機最低賃金の設定と適正水準への改善が不可欠であり

ます。

精密・電気産業に関わる業界団体においては、以前より「適正取引の推進とパートナーとの価格協創に向けた自主行動計画」をそれぞれ策定され、その中で、商品の機能的価値や品質に加え、「材料費及び光熱費の物価変動、適切な労務費及び適切な配送費用を反映した取引価格の形成が必要」とされています。

「パートナーシップ構築宣言」の仕組みにおいては、9月21日現在で107,574社が登録されており、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指すと言明されています。また、2026年1月1日の「取適法」施行に合わせ、日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会は連名で、会員企業、特にサプライチェーン上流に位置する大企業、発注者となる中小企業に対して、「パートナーシップ構築宣言」の趣旨の徹底と実行を強力に進めるとともに、未宣言企業に対して宣言への参画を呼びかけることを含む要請『「パートナーシップ構築宣言」の実効性向上に向けて』を取りまとめるなど、強化に向けた取り組みが進められている状況にあります。

加えて、2023年11月29日に内閣官房及び公正取引委員会にて策定された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」においては、価格交渉における労務費上昇の理由の説明や根拠資料として「都道府県別の最低賃金やその上昇率」をあげており、発注者に対して「これを合理的な根拠があるものとして尊重すること」を求めています。特定最低賃金を引き上げ、適切に価格転嫁することで、電機産業の持続的な成長につなげていくべきと考えます。

もちろん、中小・小規模事業者を取り巻く経営環境が厳しいことについては十分認識している。しかしながら、この課題は「最低賃金を引き上げるべきか否か」ではなく、「賃上げを可能とする環境をどのように整備するか」という視点で議論すべきと考えます。

適正な価格転嫁の推進、生産性向上への支援、各種助成制度の充実などを通じて、精密・電気における中小企業の経営基盤強化と賃上げを両立させることが重要であると考えます。

政府は、半導体やAIなどを中心とした成長戦略における17の戦略分野について、2040年までに370兆円超の官民投資を見込むなど、日本経済の成長力強化に向けた取り組みを推進することとしています。また、これらの投資は「戦略産業クラスター」計画と一体で進められ、熊本のTSMCや北海道のラピダスをはじめ、地域における産業集積の形成とサプライチェーン全体の強化を図るものとされています。この「戦略産業クラスター」は、地域における大規模投資の誘導、人材育成、インフラ整備等を一体的に進め、雇用創出や賃金上昇を含めた地域経済の好循環を実現するための中核的施策として位置づけられています。

精密・電気産業はこれらの戦略分野の中核を担う産業であり、今後のわが国経済および地域経済の成長を牽引する役割が期待されています。こうした政策的な位置づけをふまえば、当該産業にふさわしい賃金水準の確保は不可欠であると思います。精密・電気産業は高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、社会の

デジタル化・脱炭素化実現への貢献や、少子高齢化が加速し人材不足が深刻化する中、DXやAIなどの新しい技術を活用したサービスの効率的な提供が求められるなど、産業としてのさらなる発展も期待されています。産業の魅力を高め、優秀な人材の確保・定着を図る観点からも、法定電機最低賃金を産業にふさわしい水準に引き上げていくことが重要であると思います。

このような認識の上で、滋賀県における精密電気最低賃金は、「自動車」や「一般機械」など他の金属産業の最低賃金と比較して低い実態にあり、早急な改善が必要と考えています。

電機連合の2026年闘争においては、昨年以上の回答がなされる企業も多く、労使が一致団結して、賃上げを行っている状況であります。また、産業別最低賃金を高卒初任給の水準に準拠することを労使共通認識として大幅に引き上げを行っている状況にあります。これらの結果や今回申し出た組織の賃金水準、企業内最低賃金を準拠指標としつつ、組織労働者の賃金水準など賃金実態、絶対額水準を踏まえた適切な水準への改善が必要であると思います。

加えて、特定最低賃金は当該産業の基幹的労働者の入口賃金であることから、電機産業の持続的な発展に向けた人材確保および「電機産業で働く」ことの安心感醸成の観点からもふさわしい賃金水準の確保が重要です。

円安、物価上昇は、企業のみならず、多くの労働者の日常生活を直撃しています。労働者を置き去りにせず、不安定な情勢下においても、安心して働き生活するためには、その産業にふさわしい水準改善が欠かせません。また、今後経済を回していくためにも、賃金の引き上げは非常に重要であると認識しています。

特定（産業別）最低賃金は労組交渉の補完であるという意味からすると、2026年闘争における結果などの流れを、この滋賀県精密電気最低賃金へ波及できる金額決定を望んでおります。

以上です。

○松田部会長

ありがとうございました。

続いて、使用者側いかがでしょうか。

○池田委員

今年度は地域別最低賃金が56円、5.19%と大幅な引上げとなりました。本年10月から1,136円となります。平成28年の788円から10年間で累計348円、44.2%の大幅な引上げとなっています。

地賃が大幅に引き上げられる中で、特定最低賃金との差は急激に縮小しております。特定最低賃金の役割は終えつつあると考えています。

また、多くの企業が特定の産業だけでなく、複数の産業にまたがって事業を行っていること、あるいは、同じ産業分類になっていても、実際の事業領域は異なる場合もあ

ることを鑑み、産業別のくくりで最低賃金を定めるのは適切でない場合があることも理解していただきたいと思います。とっております。

特定最低賃金は、過去においては存在意義があったかもしれませんが、既に特賃が必要な合理的な理由はなくなってきていると考えております。

精密・電気産業が基幹産業であること、重要な産業であることは全く異論がございませし、待遇改善も必要なことと考えますが、それが特賃の改定とは直接的には繋がらないと考えております。地賃は大幅に引き上げられていますが、それに引っ張られることなく、滋賀県の特定産業別最低賃金として地賃より高く設定すべき根拠、その根拠に基づく適正な水準金額について、しっかり真摯に議論してまいりたいと考えております。以上です。

○松田部会長

ありがとうございました。

それでは、これから金額審議に入ります。

進め方ですが、例年どおり、労使各側と公益で個別に協議を進める方法でよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

では、そのように進めてまいります。

早速、個別協議に入りたいと思いますが、例年、1回目の個別協議は労働者側から行っておりますが、今回もそれでよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

では、労働者側は、検討の時間は何分くらい必要でしょうか。

○大江委員

15分くらいをお願いします。

○松田部会長

それでは、専門部会を一時休会とし、公・労の個別協議を9時55分から行います。事務局から控室について説明をお願いします。

○大橋室長

協議にあたりまして、待機していただく場所は、労働者側は5階基準部長室を、使用者側は4階テレビ会議室を用意しております。

労働者側は岩永が、使用者側は遠藤がご案内いたします。

〔労使それぞれに分かれて検討〕

〔個別協議の実施〕

〔専門部会の再開〕

○松田部会長

それでは、専門部会を再開します。

本日の個別協議での各側からのご意見をまとめますと、労働者側は、特賃の意義や重要性を強調され、男女間格差という観点からのご発言も強調されていた点かと思えます。使用者側のご意見としては、最近の経済指標と比較すると、地賃・特賃の引上げが大きくなっているという点を強調されていたというところで、本日は残念ながら合意に至りませんでした。

次回も引き続き協議いただき、全会一致による金額決定を目指してご協力をお願いします。

なお、次回の個別協議は、使用者側から始めますので、よろしくお願いします。

最後に、議題（２）「その他」として、委員の皆さまから何かございますでしょうか。

〔意見等なし〕

特にないようですので、事務局から連絡事項をお願いします。

○大橋室長

次回、第２回専門部会ですが、１０月７日（水）午前９時３０分から、この場所で開催しますので、よろしくお願いします。以上です。

○松田部会長

それでは、本日の第１回専門部会は、これで終了します。

お疲れ様でした。